

議案第 78 号

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「541円31銭で」を「586円88銭を」に改める。

(岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。